

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和8年1月26日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県山県郡北広島町有田1234番地

氏名 北広島町下水道事業
北広島町長 箕野 博司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0826-82-2211

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第2項の規定により、6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	大朝浄化センター		
事業場の所在地	広島県山県郡北広島町大朝1524番地4		
事業の種類	下水道業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値		条例別紙4のとおり	
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:)

有償物量

不要物等発生量

排出量

①

0

条例別紙3のとおり

北広島町下水道事業
北広島町長
箕野 博司

0826-82-22

自ら直接再生利用した量

②

自ら中間処理した後再生利用した量

⑧

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量

③

自ら中間処理した量

④

自ら中間処理した後の残さ量

⑥

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

⑨

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑫

項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

④のうち熱回収を行った量

⑤

自ら中間処理により減量した量

⑦

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量

⑩

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑪

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

条例別紙3-その1 (条例-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和6年度実績)

条例別紙3-その2

産業廃棄物の種類	単位:トン/年														実績 (単位:トン/年)									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	①	②+⑧	⑤	⑦	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残存量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑪のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑫のうち再生利用業者への処理委託量	⑬のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑩ 全処理委託量	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	⑫ 再生利用業者への処理委託量	⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
燃え殻															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	528			528		33	495		33						528	0	0	495	0	33	0	0	0	0
廃油															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙くず															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維くず															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱さい															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
															0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	528	0	0	528	0	33	495	0	0	33	0	0	0	0	528	0	0	495	0	33	0	0	0	0

条例別紙4(条例-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和6年度実績)

単位:トン/年

目標値 (前年度に提出した産業廃棄物処理計画の計画値)		実績値	
排出量	660	①排出量	528
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		②+⑧自ら直接再生利用を行った量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		⑤自ら熱回収を行った量	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	615	⑦自ら中間処理により減量した量	495
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
全処理委託量	45	⑩全処理委託量	33
優良認定処理業者への処理委託量		⑪優良認定処理業者への処理委託量	
再生利用業者への処理委託量	45	⑫再生利用業者への処理委託量	33
熱回収認定業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量	
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

産業廃棄物処理計画書

令和8年1月26日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県山県郡北広島町有田1234番地

氏名 北広島町下水道事業
北広島町長 箕野 博司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0826-82-2211

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和6年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大朝浄化センター
事業場の所在地	広島県山県郡北広島町大朝1524番地4
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 条例別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 条例別紙 1, 2のとおり	
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 条例別紙 1, 2のとおり			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項 条例別紙 1, 2のとおり	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

条例別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

条例別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

条例別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 条例別紙1, 2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行う際に熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

条例別紙1(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和 6 年度)実績量

計画：今年度(令和 7 年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	+		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	528	520					495	490			33	30			33	30				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類																				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	528	520	0	0	0	0	495	490	0	0	33	30	0	0	33	30	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へ産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2 (産業廃棄物の処理計画)

1. 処理場の概要

- (1) 処理場名 大朝浄化センター
- (2) 従業員数 1人

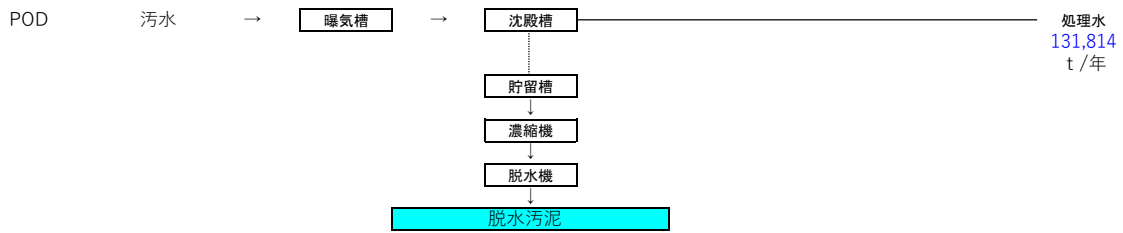
2. 当該処理場において現に行っている事業の概要

- (1) 従業員数 1人
- (2) 処理内容 当処理場は、特定環境保全公共下水道（大朝処理区）の汚水処理を行っている。

表1 汚泥発生量（令和6年度実績）

下水汚泥	528 t/年
------	---------

(3) 処理場フローシート

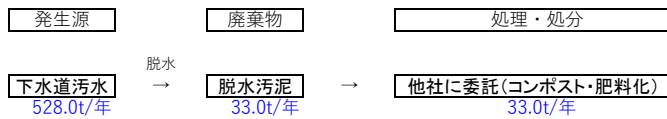


(4) 処理場配置図
図1参照

(5) 事業展望

当処理区は下水道整備事業が進み、平成6年に供用開始し、下水道整備事業は完了している。処理区域内の人口の減少に伴い、接続世帯が年々減少しており、それに伴い汚泥量の減少が見込まれる。

(6) 廃棄物処理フロー図



(7) 連絡先

担当者： 北広島町役場
大朝支所 産業建設係 藤田 一秀
電話連絡： 826-82-221 (直通)

3. 計画期間

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括責任者	所属： 北広島町役場 職・氏名：北広島町下水道事業 北広島町長 箕野 博司
廃棄物担当	組織名： 大朝支所 職・氏名：支所長 矢部 芳彦 組織人数：産業建設係 4名
役割	廃棄物処理統括責任者 ○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定,承認
	廃棄物管理担当課長 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者,再生利用業者の調査,選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付管理 ○監督官庁への各種報告 ○その他関係する事項

5. 廃棄物処理に関する事項

(排出の抑制,分別,再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

1. 産業廃棄物の適正処理を確保するため、慣例する法令、その他の規則を遵守する。
2. 発生した産業廃棄物は、原則、再生利用とし、処理業者が行う収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
3. 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について、数値目標及び定め実行する。また、これらの処理に関する目標及び計画は、定期的に見直しを行う。

(2) 廃棄物処理の現状

当処理場で、発生する産業廃棄物は、すべて污水处理工程から発生する汚泥である。令和6年度の汚泥量は528tで、すべて処理業者に委託し、コンポスト(肥料化)の製品材料としてリサイクルされている。

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

〈具体的取組〉

廃棄物の種類	発生量実績 (t/年) 令和6年度	発生量計画 (t/年) 令和7年度	排出抑制量 (t/年)	具体的取組
下水汚泥	33	30	3	脱水効率の向上

7. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

〈具体的取組〉

廃棄物の種類	再生利用量 実績(t/年) 令和6年度	再生利用量 計画(t/年) 令和7年度	再生利用量 の増加 (t/年)	具体的取組
下水汚泥	33	30	3	コンポスト(肥料化)として利用

8. 産業廃棄物の最終処分に関する事項

下水汚泥はすべて再生利用とする。